

専決処分した事件の報告について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和元年6月7日提出
霧島市長 中 重 真 一



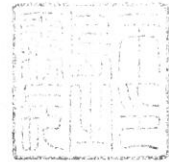
専決第4号

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年5月7日

霧島市長 中重 真一



霧島市条例第1号

令和元年5月7日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度及び平成32年度」に、「32,292円」を「26,910円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,910円」とあるのは、「44,850円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,910円」とあるのは、「52,026円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の霧島市介護保険条例第2条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分の保険料については、なお従前の例による。